

級位審査ならびに段位審査受審について

【受審資格】

○ 級位審査

(公社)福岡県剣道連盟 剣道級位審査規定

第4条 (受審の資格)

1. 三級を受審する資格は、6ヵ月以上剣道を修練した小学校5年生(相当年齢を含む)以上の者とする。
2. 上位級を受審する場合は6ヵ月以上の剣道修練を要するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、高校1年生(相当年齢を含む)以上の者は、一級審査から受審することが出来る。

○ 段位審査

全日本剣道連盟 剣道称号・段位審査規則

第3章 第16条 (受審資格)

1. 初段一級受有者で、満13歳以上の者(審査当日に満13歳となる者を含む)
※ 13歳以上であれば、8月1日開催の春季1級審査に合格すると、8月15日開催の初段審査に受審できます。
また、11月に1級に合格して翌年2月に初段を受審できます。
2. 二段初段受有後1年以上修業した者

【級位審査内容】

○ 一級審査

1. 「木刀による剣道基本技稽古法」の1～9
2. 受審者相互による「切り返し」及び「互角稽古」

○ 二級審査

1. 「木刀による剣道基本技稽古法」の1～6
2. 元立ちに対して「切り返し」及び「総合的打ち込み」

○ 三級審査

1. 「木刀による剣道基本技稽古法」の1～4
2. 元立ちに対して「切り返し」及び「正面打ち」